

平成28年8月24日 薬事衛生課長 紺野 欽一 TEL (内線) 4150 (外線) 225-1440

知事指定薬物及び知事監視製品の指定について

本日、石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき「知事指定薬物」3物質、「知事監視製品」29製品をそれぞれ指定し、告示しました。

知事指定薬物及び当該物質を含む製品は、製造、販売、所持、使用等は条例に違反することとなり処罰の対象となります。

また、知事監視製品（今回指定製品を含め418製品。うち、70製品は法律*により販売等が禁止されています。）を販売する者は、

①販売業の届出

②購入者に対して体内摂取禁止の説明及び説明書の交付

③販売記録の作成、購入者から体内摂取しない旨の誓約書の徴収等

が必要となり、違反した場合には過料が科せられます。

知事監視製品（今回指定製品を含め418製品）を購入、譲り受けようとする者等は、

①体内摂取しない旨の誓約書の提出

・県内届出販売者から購入した場合は、販売店に提出

・県外店舗、インターネット等からの購入は、知事に提出

②誓約内容の遵守

が必要となり、違反した場合には過料が科せられます。

*：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）

記

1 知事指定薬物（3物質）

エチル＝2－[1－（4－フルオロベンジル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3－メチルブタノアート及びその塩類など3物質

2 知事監視製品（29製品）

パッケージに「VIRGIN」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のものなど29製品

3 施行期日

平成28年8月25日

4 その他

詳細は、県ホームページ「危険ドラッグ対策について」をご覧ください。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/yakuran/drug/taisaku.html>